

農地中間管理事業の推進に関する

基本方針

平成26年3月

秋 田 県

目 次

I	趣旨	1
II	基本方針	
第1	担い手が利用する農用地の面積の目標	1
第2	第1以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地 の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標	1
第3	農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向	1
第4	目標を達成するために必要な事項	
1	農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項	1
2	農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を 推進するための施策	2
3	機構、県、市町村、農業関係団体、株式会社日本政策金融公庫 等の連携及び協力	2
第5	その他農地中間管理事業の推進に関し必要な事項	2

I 趣旨

この基本方針は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 101 号）第 3 条に基づき、秋田県において、効率的かつ安定的な農業経営を営む者（以下「担い手」という。）が利用する農用地の面積の目標や農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等について定めるものである。

II 基本方針

第 1 担い手が利用する農用地の面積の目標

秋田県における担い手が利用する農用地の面積の割合を現状の 66% から概ね 10 年後に 90% とする。

	現在（平成 24 年度）	概ね 10 年後（平成 35 年度）
耕地面積（①）	150,100ha	145,200ha
うち担い手が利用する面積（②）	99,027ha	130,600ha
担い手への農地集積率 ②／①	66 %	90 %

第 2 第 1 以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、貸付を行う担い手が利用する農用地の分散錯圃等の状況を把握し、団地化、連たん化を図るとともに遊休農地の解消に取り組む。

第 3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

機構は、県内において農地中間管理事業の円滑な推進と地域との調和に配慮した農業の発展を図るため、各市町村における「人・農地プラン」を尊重し、担い手の農業経営の規模の拡大、農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入を促進するとともに、遊休農地の発生防止・解消を推進する中核的な役割を担うものとする。

第 4 目標を達成するために必要な事項

1 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

（1）機構は、地域の実情に即した農用地の集団化を図るため、各市町村にお

ける「人・農地プラン」の作成・見直しと連動し、効率的かつ効果的に事業を実施する観点から、全ての市町村（農業委員会を含む）に、その同意を得て機構が行う業務を委託するとともに、農用地利用配分計画の案の作成を求めることを基本とする。

(2) 機構が業務の一部を市町村公社、農業協同組合、土地改良区等に委託する場合には、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合に委託を承認できるものとする。

2 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策

(1) 県、市町村、市町村公社、農業協同組合、土地改良区等は、10年後の担い手への農地集積の目標の達成に向け、機構と一体となって総力を挙げて取り組むものとする。そのため、地域、農業者その他農業に参入する法人等の関係者に機構の活用方法等について、インターネット、広報誌、掲示板等により積極的に情報を発信し、必要に応じて周知状況を把握し、県内における関係者が等しく享受できるよう情報の共有化を推進する。

(2) 県及び機構は、県内外を問わず、他の都道府県、市町村、機構及び関係団体が発信している情報の収集に努めるものとする。

3 機構、県、市町村、農業関係団体、株式会社日本政策金融公庫等の連携及び協力

機構は、県、市町村、農業関係団体、株式会社日本政策金融公庫等の関係者で構成される会議を開催し、密接な連携及び協力の下に農地中間管理事業の積極的な活用を図る。

第5 その他農地中間管理事業の推進に関し必要な事項

上記に掲げる事項と併せて、県内農業の維持、発展に寄与するため、県の政策との整合性を図りながら農地中間管理事業を実施する。